

標準様式第3号

三労発安第 420号
平成14年6月19日

行政文書不開示決定通知書

アスペ・エルデの会NPO法人
代表者 辻井正次 殿

三重労働局長



平成14年5月20日付けで請求のありました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
三重県内の障害者法定雇用率達成企業名

- 2 不開示とした理由

「障害者の雇用の促進等に関する法律第14条第5項により、事業主は、毎年1回、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならないとされています。この「雇用状況報告書」に基づき各事業主の雇用率を把握するとともに関係行政事務を推進しているところです。更に、障害者の雇用の促進等に関する法律においては、雇用率未達成の企業に対して、雇入れ計画作成命令、適正実施勧告等の措置を講ずることができると定められており、これらの指導に従わない場合の最終的な措置として公表の規定を設けています。

一方、行政機関の保有する情報の公開に関する法律による開示請求に基づいて、法定雇用率未達成企業名が公になることは、当該企業に対して、障害者の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく厚生労働大臣による勧告などの行政手続を経ずに、いきなり同法第16条に基づく「公表」とほぼ同様の効果（すなわち会社的制裁）が与えられることとなります。なお、法定雇用率達成企業についてのみ情報を開示するとしても、結果として開示されなかった企業は雇用率未達成であるということを公にすることになります。障害者雇用率を下回っている企業について、雇用率を達成していないことが公になることは、雇用率を満たしていないという事実のみによって、勧告等の行政手続を待たずに

当該企業の社会的評価や社会的信用度の低下につながる可能性があり、企業活動を阻害し、正当な利益を害するおそれがあるところから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号にも該当すると考えられます。以上のことから、障害者雇用率制度関係行政事務の適正な運営に支障をきたすおそれがあり、同法第5条第6号にも該当することから、法定雇用率未達成の企業を特定できる可能性のある情報については不開示とします。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条、6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

担当課等

三重労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当官

電話 059-226-2306

〒 514-8524 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎